

石垣市子どもセンター運営事業業務委託公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

この実施要項は、児童福祉法第40条の規定に基づき児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、市民の福祉の向上及び地域住民の交流活動拠点とすることを目的として設置する石垣市子どもセンターの運営業務について、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者による業務委託するため、公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、参加要件、選定手続きその他必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名称、実施場所及び規模

ア. 業務名称

石垣市子どもセンター運営事業業務委託

イ. 業務場所

石垣市字登野城1357-1(石垣市健康福祉センター1階内1室)別紙参照

ウ. 利用料

無料(教材等の実費徴収は可)

エ. 利用者

0歳～18歳未満の児童とその保護者

オ. 開館時間

午前10時～午後6時(8時間)

カ. 開館は、次に掲げる日を除く日を原則とする。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

に規定する休日(子供の日を除く)

③12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

④6月23日(慰霊の日)

ただし、開館時間及び休館日について、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

キ. 委託料

1年目 上限額 12,820,000円

2年目 上限額 12,820,000円

3年目 上限額 12,820,000円

上記の額は、予算上限を示すものであって契約額を示すものではない。

(2) 業務内容

別紙「石垣市子どもセンター運営事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

3. 応募資格

応募者は次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する又は設置する予定のある者で、児童福祉事業の実施主体として実績を有する者とする。
- (2) 児童福祉事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有し、石垣市の進める子どもの居場所づくりについて積極的に協力を行うことができる者。
- (3) 労働保険（雇用保険、労災保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金保険）に加入していること（加入が義務付けられている団体の場合）
- (4) 次に掲げるいずれにも該当する者ではないこと。
 - ア. 政治または宗教を目的としている者
 - イ. 暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
 - ウ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく開始手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の決定を受けている者
 - エ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - オ. 本業務にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止を受けている者
 - カ. 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納している者
 - キ. 2 年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）

4. 公募から契約締結までのスケジュール

スケジュール内容	日程
募集開始日（告示日）	令和8年 3月13日（金）
質問書の受付期限	令和8年 3月13日～令和8年 3月18日（水）17時まで（必着）
応募書類の提出期間	令和8年 3月13日～令和8年 3月25日（水）17時まで（必着）
二次審査の実施日 （プレゼンテーション）	令和8年 3月27日（金）（予定）
選定結果の通知	令和8年3月下旬（予定）
契約締結	令和8年3月下旬（予定）

5. 応募の申請

(1) 提出書類

- ①. 誓約書（様式 1）
- ②. 応募申込書（様式 3）
- ③. 法人概要書・役員名簿（様式 4、様式 4-1）
- ④. 提案書（様式 5）
- ⑤. 見積書（3箇年分）（様式 6）
- ⑥. 法人登記簿謄本（応募申込日 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑦. 定款又は寄附行為（最新のもの）（原本証明）
- ⑧. 子どもに関連する事業の実施及び受託実績に関する書類（提出は任意）
※形式自由・パンフレット等でも可

(2) 応募書類の提出部数

6 部（正本 1 部のみ押印。残りの副本 5 部は複写可とする。）
なお、⑥から⑧については、1 部(正本)とする。

(3) 書類の提出期限及び提出方法

ア. 提出期限

- ①. 応募書類の提出期限 令和 8 年 3 月 25 日（水）17 時まで（必着）

イ. 提出方法 石垣市福祉部こども未来局子育て支援課窓口へ直接提出

※市役所開庁日の 9 時から 17 時まで（ただし 12 時から 13 時までを除く）

※郵送、電子メール等による提出は不可

6 質疑応答

募集要項等事業に関する質問がある場合は、令和8年3月18日（水）17時までに、質問書（様式2）に質問内容を記載のうえ、電子メールで石垣市福祉部こども未来局子育て支援課へ送信し、送信した旨を必ず電話（0980-82-1704）連絡すること。なお、質問の回答は、市ウェブサイトへ公表する。

メール：jidou@city.ishigaki.okinawa.jp

7 提案辞退

応募申込書を提出した者が、選考の途中で辞退する場合は、辞退届（様式7）を持参又は郵送にて提出すること。

8 受託者の選定

本プロポーザルでは、二段階方式で審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

石垣市福祉部こども未来局子育て支援課において応募資格の確認等を行う。企画提案者が4者以上の場合は、提出された書類を基に「審査基準（別紙）」に従い子育て支援課内で二次審査対象の3者を選出する。審査は、非公開で行い審査過程等に関する問い合わせには応じない。なお、企画提案者が3者以下である場合は、参加資格要件を確認し、要件を満たした応募者すべてを二次審査の対象とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者に対し、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、石垣市児童館運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において総合的に審査を行い、総得点が最上位の者を優先交渉権者として決定し、次に得点が高かった者を次点交渉権者と決定する。

ア 実施日：令和8年3月27日（金）予定（※変更の可能性もある）

※詳細については、別途一次審査を通過した者に対し書面にて通知する。

イ 実施方法

① 説明時間は、1事業者あたり15分、質疑応答10分程度とする。

プレゼンテーションは、提出した提案書に基づき説明すること。

② 出席者は、1事業者あたり3名までとする。

③ プロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。

プロジェクター、接続ケーブル（HDMIのみ）及びスクリーンは本市で準備する。その他必要となる、パソコン等は提案者が準備すること。市は準備や貸し出しはしない。なお、市が準備する上記備品の不具合等による二次審査への影響について、市は一切の責任を負わない。

④ 次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- ・指定した時間に遅れた場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 選定委員会は、非公開で行い審査過程等に関する問い合わせには応じない。

エ 二次評価基準（別紙「評価基準」に同じ）

(3) 結果の通知及び公表

選定結果については、各提案者宛てに書面により通知する。また、優先交渉権者及び次点交渉権者については、市ウェブサイトにて公表する。

9 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は、速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。ただし、交渉権者が次に該当する場合は、契約を締結しない。

- (1) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為が判明した場合

10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽または重大な不備があった場合やプレゼンテーション等において虚偽の説明等を行った場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

11 留意事項

- (1) 応募書類等の作成に要する経費は応募者負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (3) 本要項に記載のない項目等は、別途協議のうえ決定するものとする。
- (4) 応募者は、本業務に関連して知り得た個人情報及びその他秘密事項を、選定結果にかかわらず第三者に漏らしてはならない。また、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

12 問い合わせ先

石垣市福祉部こども未来局子育て支援課

連絡先：0980-82-1704 FAX：0980-82-8055

メール：jidou@city.ishigaki.okinawa.jp